

## 役員等報酬および費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほのぼの小千谷福社会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。ただし、役員等が職員である場合は、職員としての給与を支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行（出張）したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当は、次のとおりとする。

日当	（理事・監事）	1日につき、4,000円
	（評議員）	1日につき、2,000円

### (改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会・理事会の議決を要する。

### 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月25日から改訂施行する。